

平成27年 5月 7日 開会

平成27年 5月 7日 閉会

平成27年第3回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

平成27年第3回鮫川村議会臨時会会議録目次

第1号 (5月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時議長の紹介	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
村長挨拶	3
仮議席の指定	5
議長の選挙	5
議事日程の報告	7
諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
副議長の選挙	8
議席の指定	10
常任委員の選任	10
議会運営委員の選任	11
東白衛生組合議会議員の選挙について	12
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	13
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第75号～議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議員派遣について	27

閉会の宣告	27
署名議員	29

第 3 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成27年第3回鮫川村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成27年5月7日（木曜日）午前10時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙について

議事日程（第1号の追加1）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 副議長選挙について

日程第4 議席の指定

日程第5 常任委員の選任について

日程第6 議会運営委員の選任について

日程第7 東白衛生組合議会議員の選挙について

日程第8 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

日程第9 議案第74号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第10 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第11 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第12 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第13 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第14 議案第79号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第15 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木眞理子君
農林課長 兼任農業委員会 事務局長	村山義美君	地域整備課長	増谷隆夫君
教育課長	須藤健君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 会長	齊藤利己	書記	渡邊敬
-----------------	------	----	-----

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（斉藤利己） 議会事務局長の斉藤利己です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の星一彌議員をご紹介申し上げます。

なお、職員と報道機関に写真等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

○臨時議長（星 一彌君） ただいまご紹介をいただきました星一彌でございます。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（星 一彌君） ただいまから平成27年第3回鮫川村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○臨時議長（星 一彌君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（星 一彌君） 議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶

○臨時議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、村長から挨拶の申し入れがありましたので、ご挨拶をいただきます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

第3回の鮫川村議会の臨時議会ということでもあります。暦年でやっておりますので、皆様方は初めての議会ではありますが、村では3月9日に3月の定例議会、そして3月26日に第2

回の臨時会を開催させていただきました。ということで、今回は第3回の議会ということになります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、皆様方、ご当選、まことにおめでとうございませう。それぞれ厳しい戦いの中で選ばれた議員の皆さん方でありませう。それぞれ村民の負託に応えるべきかたい覚悟がございませうかと思ひませうが、どうぞ大変、国の農業政策、厳しい中での鮫川村の運営することになります。国の農業政策によつては、大変、皆さんの農業で第1次産業が容易でないんですね。皆さんと力を合せてこの第1次産業、農業を豊かにしなければ、鮫川の将来はないと思ひませう。

過去には、昭和30年、40年代は農業が一番の産業でありませうして、鮫川村ではせがれを役場に勤めさせれば、給料が安くて、月1万、2万では生活にならない、役場を二、三年でやめて農業に就農した、そういう時代がございませうたはずでありませう。それにしても、農家の皆さんは意欲的な、そして明るい豊かな農業を営んでございませうました。その時代をもう一度ということで、皆さんに頑張つてございませうたいと思ひませう。

それにも増して、あの平成23年の東日本大震災でありませう。大きな荷物を背負わさせませうました。ただ、鮫川村は、前の議員の皆さん方、前の議会は23年4月からでありませうましたが、震災直後の選ばれた皆さんで4年間務めさせませうてもらひませうましたが、その中でしっかりと鮫川村は福島県の先頭を切つて、除染、そしてその除染のために出た瓦れきの減容化対策にも賛同ございませうまして、取り組ませうさせてございませうました。

今、間もなく、この4年間であの減容化対策も7月半ばには完了するものと思ひませうれます。瓦れきの山はございませうせん。きれいな山、村が目指してございませうます人の集まる村づくり、人はどんなところに集まるのか。一番はやはりきれいなところだろうと、美しい環境だろうと。その美しい環境を守つてございませうるのが農家の皆さんの頑張りでございませうます。採算性割れしてございませうるような環境の中でもしっかりと田んぼを耕し、畑を耕し、道路ののり面等の草は家畜に利用してございませうた、そんなすばらしい循環型の農業で今まで営んできた村でありませうますが、少し崩れてはございませういます。ですが、一日も早くもとの生活に戻れるように、あの放射能被害からもとの生活に戻れるように、皆さんで力を合せて頑張つてございませうたいと思ひませうます。

議員と私ども、それぞれにその役割や立場を尊重し、よく執行機関と議決機関、車の両輪に例えられませうます。どうぞ上手に、それぞれに均衡をとりながら、お互いの立場を、対等の立場を尊重しながら、村民の負託に応えていくべき目標を持って運営してございませうたいと思ひませうますので、よろしくご協力をお願い申し上げ、第1回です、皆さんの初議会のご挨拶とかえさせませういただきます。よろしくお願いを申し上げませうます。ありがとうございませうました。

○臨時議長（星 一彌君） 以上で村長の挨拶を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（星 一彌君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長選挙の前に臨時議長の職務を辞したいので、お諮りをいたします。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

○議会事務局長（斉藤利己） ただいま臨時議長の星一彌議員から臨時の議長を辞する発言がありました。

よって議長が選挙されるまでの間、次の年長議員が臨時の議長となりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議会事務局長（斉藤利己） 次の年長議員をご紹介します。

前田武久議員です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（前田武久君） ただいまご紹介いただきました前田武久です。よろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（前田武久君） 日程第2、議長の選挙を行います。

ここで議長に立候補される方の発言を許します。

1番、星一彌君。

○仮1番（星 一彌君） このたびの議長選におきまして、未熟な自分を省みることなく、出馬を決意いたしました。

議員の皆さんの思いと地域の願いをこの議会の中に大切に統合し、そして議員の皆様が元気になっていただくことが私の職務だと、そう考えております。そうすることによって地方

に帰り、地域に帰り、そうした地域の活性化がぜひとも期待されることでございます。私は
そう願って、精いっぱい職務を頑張るつもりでございます。

どうか、私の意をお酌みいただきまして、ご協力をいただきますことを切にお願い申し上げ、
立候補決意の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（前田武久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田武久君） なければ選挙の方法について地方自治法第118条第2項の規定に
より、指名推選といたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に1番、星一彌君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した星一彌君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました星一彌君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました星一彌君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規
定によって当選の告知をいたします。

当選人に発言を求めます。

1番、星一彌君。

〔議長 星 一彌君 登壇〕

○議長（星 一彌君） ただいま議長の選挙におきまして、多数のご支持を得まして議長に選
任されました。まことに身に余る光栄でございます。

私は浅学非才でありまして、その器ではないことはよく知っておるわけですが、皆様に選ばれたからには一身を挺してご厚志に報いる覚悟でございます。

なお、議会運営につきましては、不偏不党、公平無私の立場を堅持いたしますことを、ここにお誓いを申し上げます。何とぞ皆様方のご支援とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

村当局をお願い申し上げます。我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすことはもとより避けなければなりません。同時に安易な妥協に陥ることがあってはならないと考えております。村政発展の上に立って、正しく相携えて村民の信託に応えなければならない、かように考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げ、私の就任の挨拶といたします。

よろしくをお願い申し上げます。

○臨時議長（前田武久君） 議長、議長席にお着き願います。

どうもありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 引き続き会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） ここで、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

議案第74号から議案第79号の6議案が村長より送付され、本日議長において受理しました。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

次に、村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

2番 京 條 英 征 君 及び

3番 堀 川 照 夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（星 一彌君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

ここで、副議長に立候補される方の発言を許します。

10番、宗田雅之君。

○仮10番（宗田雅之君） 私たちは今回の選挙におきまして、2,774票という一票一票の思いで選ばれた議員でございます。この一票一票の思いは私たちに、今後4年間に村の議員に対する期待票であると思っております。私はその期待に応えるべく、一生懸命、副議長として村発展のために努力したいという思いで、今回副議長に立候補いたしました。

どうぞご支持のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） なければ選挙の方法について地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法について、議長が指名することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に宗田雅之君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、宗田雅之君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した宗田雅之君が副議長に選任されました。

ただいま副議長に当選されました宗田雅之君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。当選人に発言を求めます。

宗田雅之君。

〔副議長 宗田雅之君 登壇〕

○副議長（宗田雅之君） 一言ご挨拶申し上げます。

今回の副議長の選挙に当たりまして、多くの皆様のご支持を賜り、副議長という大役を仰せつかりました。もともと浅学非才な身ではございますけれども、議長を補助するとともに、村民の意見を重要視しながら、議会と村当局とが一軸両輪のごとくスムーズに村政振興のために発展できますように、一生懸命努力をさせていただきたいと思っております。

今後とも、なお一層の皆様方の温かいご支援を、またご協力を賜りますことを願いまして、簡単ではございますが、ご挨拶とします。

よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時22分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分）

◎議席の指定

○議長（星 一彌君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって行います。

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星 一彌君

以上のとおり議席を指定いたします。

議席の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時29分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎常任委員の選任

○議長（星 一彌君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任について、議会委員会条例第5条第1項の規定によって、

総務文教常任委員に

遠藤貴人君	関根政雄君	前田雅秀君
前田武久君	星 一彌君	

産業厚生常任委員に

堀川照夫君	京條英征君	北條利雄君
関根英也君	宗田雅之君	

以上5人ずつをそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会委員会条例第6条第2項の規定によって、各常任委員会において委員長1名及び副委員長1名を互選していただきます。

ここで暫時休憩いたします。その間に、各常任委員会の委員長1名及び副委員長1名を互選していただくこととお願いして、暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長（星 一彌君） 各常任委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会。

7番、前田雅秀君。

○7番（前田雅秀君） 総務文教常任委員から委員長に関根政雄君、副委員長に遠藤貴人君を選任します。

以上です。

○議長（星 一彌君） 次に、産業厚生常任委員会から、5番、関根英也君報告を願います。

○5番（関根英也君） 私のほうから、産業厚生常任委員長と副委員長を報告いたします。

5番、関根英也が委員長、3番、北條利雄が副委員長に任命されました。

○議長（星 一彌君） 各常任委員会の委員長及び副委員長は、ただいま7番、前田雅秀君及び5番、関根英也君の報告のとおりであります。

◎議会運営委員の選任

○議長（星 一彌君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、議会委員会条例第5条第1項の規定によって、

関根政雄君 遠藤貴人君 関根英也君
北條利雄君 宗田雅之君

を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会委員会条例第6条第2項の規定によって委員長及び副委員長1名を互選いただきます。

暫時休憩いたします。

（午前10時52分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時57分）

○議長（星 一彌君） 議会運営委員会から委員長及び副委員長の互選の結果の報告を求めます。

議会運営委員会1番、遠藤貴人君。

○1番（遠藤貴人君） 議会運営委員会委員長に関根政雄さん、副委員長に北條利雄さんを選出いたしました。

○議長（星 一彌君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長は、ただいま1番、遠藤君より報告のとおりであります。

◎東白衛生組合議会議員の選挙について

○議長（星 一彌君） 日程第7、東白衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法について地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選をしたいと思ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法について、議長が指名することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東白衛生組合議会議員に、北條利雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した北條利雄君を東白衛生組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した北條利雄君が東白衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま東白衛生組合議会議員に当選された北條利雄君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（星 一彌君） 日程第8、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法について地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に議長、星一彌君、副議長、宗田雅之君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した星一彌君、宗田雅之君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した兩名が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選された星一彌君、宗田雅之君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで、2分間休憩いたします。

(午前11時01分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第74号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） ただいま議題に上がっております前田雅秀君を除斥いたします。

7番、前田雅秀君退場願います。

[7番 前田雅秀君 退場]

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第74号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の7ページです。

地方自治法第195条より、都道府県及び政令指定都市以外では監査委員を2名置くと定められております。その2名の監査委員について、第196条第1項の規定により、そのうち1名は議会議員が、1名は識見を有する者より村長が選任し、議会の同意を求めるものとされているものであります。

今回、ご提案のとおり、その議員については前田雅秀議員を選任したいので、皆様方のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議員は、ご承知のとおり農業委員として6年、議員として2期8年ご活躍をいただいておりますが、蓄積されました知識と情熱を本村発展のためにお願いをいたしたく提案するものであります。

以上で、議案第74号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

なお、本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第74号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

前田雅秀君の入場を求めます。

〔7番 前田雅秀君 入場〕

◎議案第75号～議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第75号 専決処分の承認を求めることについてから日程第13、議案第78号 専決処分の承認を求めることについてまで4議案を一括議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第75号から議案第78号までの4議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第75号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることにより、鮫川村税条例等の一部を改正し、個人住民税では地方公共団体に対する寄附金の寄附金控除の申告手続の簡素化を図る特例を創設し、固定資産税においては平成27年度の評価がえに当たり、現行の土地に係る負担調整措置を継続するというものであります。

また、軽自動車税においては、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした、軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設、二輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率引き上げ時期の1年延期を行うというものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日に専決をしたため、同法第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第76号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書は15ページをお開きください。

本案は、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日公布され、平成27年4月1日から施行されることにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を52万円に、また後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円に、さらに介護納付金課税額にかかわる課税限度額を16万円に改正するものであります。また、被保険者均等割額及び世帯別平等額を軽減する所得判定基準の5割軽減において被保険者数に乗ずる金額を26万円、2割軽減で被保険者数に乗ずる金額を47万円とするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日に専決処分をしたため、同法第3項の規定により、承認を求めるものであります。

次に、議案第77号、同じく専決処分の承認を求めることについて、平成26年度の鮫川村国

民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案書は17ページです。

平成26年度特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開きください。

26年度の事項別明細書です。1ページです。

本議案は、平成27年3月31日付で交付額が記載されました平成26年度国民健康保険税特別調整交付金の僻地診療所運営費分について、増額補正したものであります。

事項別明細書です。事業勘定です。

補正前の予算額5億188万4,000円に対しまして、今回196万円を増額し、補正後の予算総額を5億384万4,000円とするものであります。

2ページをごらんください。

歳入で、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2節特別調整交付金、196万円を増額し、歳出において同額を直診勘定に繰り出すものであります。

次、3ページです。

直診勘定です。

次、4ページの歳入をごらんください。

4ページの歳入で、特別調整交付金196万円を増額し、歳出で予備費に同額を増額補正するものであります。これも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日に専決を処分させたため、同法第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第78号 専決処分の承認を求めることについての平成27年度の鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は22ページです。

平成27年度一般会計補正予算事項別明細書、今度は27年度の事項別明細書です。

27年の1ページごらんください。

本案も地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年4月14日に専決処分をさせていただきました。同法第3項の規定により承認を求めるものであります。

事項別明細書、1ページをお開きください。

補正前の予算額が32億8,000万円に対しまして、今回325万1,000円を増額し、補正後の予算総額を32億8,325万1,000円とするものであります。

次のページです。

2ページをごらんください。

歳入です。

17款繰入金、2項基金繰入金、5目1節公有施設整備基金繰入金325万1,000円は、村民保養施設改修事業に充てるための繰入金であります。

歳出です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、15節工事請負費325万1,000円は、村民保養施設改修のための工事費であります。本件につきましては、4月13日に開催されました全員協議会においてご協議をいただき、さぎり荘のまきのボイラーの修理の案件で1基が故障により使用できない状態となり、業務に支障を来していることから、緊急に改修工事を実施する必要があるため、工事に要する経費について専決処分をさせていただいたものであります。

ガシファイアー、まきボイラーです。4台のうちの1台が故障してしまいました。その1台の一番利用の高い入浴用のボイラーでありました。お風呂用のボイラーでありました。それで、急ぎの案件につき専決させていただいたところであります。

以上で、議案第75号から78号までの4議案の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 今、提案されました専決処分関係の議案第76号の専決第3号の鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中で、国民健康保険税並びに中の基礎賦課額、それから後期高齢者支援等の賦課額、それから介護納付金賦課額、これらの賦課限度額を超える世帯数がわかれば教えていただきたい。それから被保険者均等割、それから世帯別平等割等に対する軽減世帯の世帯数もわかれば教えていただきたいと。

以上です。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の世帯数のご報告であります。世帯数は総務課長より説明を申し上げさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） ただいまの北條議員の質問でございますが、平成27年度分の所得関係及び事務方関係の税額がまだ確定しておりません。ご承知かと思っておりますが、国民健康

保険、その所得に基づいて賦課を決定するものですから、その数値についてはまだ定まっておられません。

以上です。

○議長（星 一彌君） よろしいですか。

○3番（北條利雄君） 了解です。

○議長（星 一彌君） そのほかありませんか。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 専決処分の中でのさぎり荘のガシファイアーの補修ということで、先般、全員協議会に説明をされたわけですけれども、村長の説明ではシステム上、大変重要な場所だということで、このガシファイアーを修繕する期間、工期、一体どのぐらいなのかということと、その間のさぎり荘の運営はお休みするのか、そのままできるのかが一つです。

もう一つは、相手のアーク社との保証期間、新しい機械入れるわけですから、どのような内容で保証を交わしているのか、2点について質疑をいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員のさぎり荘のまきボイラーの修理関係についてのご説明をさせていただきます。

まず、一番重要な4台のうちの1台、頻繁に使われるボイラーのほうに支障が来たということでもあります。この膨張タンクのふぐあいでありまして、これは原因も確認済みかと思えますが、機械を入れかえする必要があったんですね。大分、その一番膨張タンクというのは力が加わるもので、修理ではかなわないということでございますので、この機械をそっくり新しく交換しました。この交換は休みなしで、まきボイラーの使用は2月の下旬から差し控えていましたから、このまきボイラーにかわりまして重油ボイラーのほうで賄っておりました。ですから、休み、営業には支障はなかったんですけれども、この交換も皆さんの前の議会の専決処分の同意をいただいた時点でオーダーをさせていただき、今、新しいボイラーに切りかわったところでもあります。注文してから2週間ほどで設置は終わりました。無事完了しました。

ただ、今お話ししておりました保証関係でございますが、この原因がなかなか3者、まず設計のこれはミスだったのか、あるいはその保守点検のミスだったのか、あるいはアーク社の製造に問題があったのかと、それぞれ今協議しているところではありますが、恐らくアーク社、製造元でふぐあいがあったのではないかという判断のもとに、いつまでもこの結論が出

ないまま2カ月ほど過ぎましたが、アーク社にお願いをして最終的な結論より、まず早く機械を取りかえてくれというお願いをしまして、相当な金額で割引をさせていただいてもらったの事業のこの325万円という金額は、そういったことをご了解いただければと思います。

保証期間というのは、せいぜい2年ごとなんですね。そういったことで、どうしても消耗品という扱いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） そのほか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 同じ質疑なんですけれども、保証期間というか、耐用年数が2年ぐらいでもって保証期間がないというような今、村長答弁ね。前回、全員協議会で取りかえの交換を容認というか承認した件では、必ずその保証期間を設けるというようなことで、多分発注されていると思うので、アーク社とか、その製造元とか、それから実際販売元とか、その保証期間が定かでないというのは、ちょっとこれから先、2年以内にもし故障した場合にはどうなるかと、そういうことも含めてどう考えているのか、早急にやっぱりこれは契約をする段階でもってその保証期間とか保証金とかということは、きちんと定めるべきであったかなというふうに思うんですが。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の質問であります、そのボイラーの保証期間であります、このアーク社という会社は設立後間もない会社なんですね。まだ10年以内の会社で、なかなかその保証も、機械そのものもそういった耐用年数が確立できていないということで、今、そういったその機械の性能を確立しながら歩んでいる、徐々に改良を加えながら、このまきボイラーに、もともとこのボイラーはドイツでしたか、外国産なんですね。その外国産のボイラーを日本の中に変えて、外国産ですと、そうするとその金額的に合わないものですから、日本風に変えて、低価格で流通できるような価格体系を引いたということでもあります。これは当然、相当な金額でありましたが、3割引きぐらいの今回の事案では処理をさせていただいたということでもあります。

今後、こういったことが生じた場合にはどうするかというのは、今このほかに3台があるわけですが、こういったふぐあいのないように、一つの原因は加熱のし過ぎだということもこちらの責任もあったんですね。その加熱し過ぎて、加熱し過ぎた場合には蒸気の圧縮弁から圧を下げる、そんな装置がなくてもいいような密閉式の形だったのがアーク社ではつけたほうが良い、設計の段階では、設計屋さんではこの型はつける必要がないとか、そういった

そのいろいろな思いがあったんですね。そういったことで、今回は開放型に一部変えさせてもらったの新しいガシファイアーの設置ということでもあります。ですから、改善された、密閉型ではなくて開放型、これ以降はこんな事案は出ないという考えのもとで契約をさせていただいたということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） その言いわけは、当社の言いわけであって、村では320万円もの支払っているんでしょう、お金は。お金を支払う段階でもって、ちゃんとそのような保証の契約とか何かというのはきちんと結ぶべきなんだよね。320万円安くしてもらったからというのは、当然、さっき言ったように、原因究明がわからないということで、どちらに責任があるかわからないから値引きをしてもらったというようなことで、320万円の支出をしているわけなので、当然、今度損傷を受けたボイラーが一番使う、稼働率の激しいボイラーということで、そういうふうな故障が起きる。しかし、あとの残り3基は稼働率が少ないから今後何年かたって起きる可能性があるということで、当然それもこれからの故障が見込まれる、そういうことが想像されるから、きちんとちゃんと保証期間とか、保証金とかというのを契約時に、新しい機械を購入する際にちゃんと契約をなささいということで、我々全議員が承認しているわけなので、そういうことはきちんと契約というか、お金を払う段階でもってそのような契約をちゃんと結ぶべきであったと思うんだけど、これから結ぶことはできないんですか、それ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 細部にわたっては、担当課より説明をいたさせます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） 前田武久議員さんのご質問のところなんです、その前に原因について明らかになったところがありますので、そこをまず新しい議員さんもいらっしゃるんで、何をお話しされているかわからないかと思いますので、ちょっと経緯を述べたいと思います。

最初、破損の原因なんです、膨らんだために傷ができて、そこから水漏れしてしまったんですね。その原因がどういうところにあるかというところが初め外部からの圧力によるものかなというふうに判断したわけですが、中を、側面にカバーがあるんですが、カバーを外したところ、その炉を囲んでいるウォータージャケットというのがあるんですが、そこが膨らんだために圧力がかかって、その入り口のほうに傷ができたために破損して、そこから水

漏れを生じたというふうなのがわかりました。それは4月13日の議会全員協議会のときにお話しさせていただきました。

その後、ガスファイアーの設置は皆さんにご承認いただいた14日から22日の間に工場施工させていただきました。そのときに、その壊れたものをもう一度外したんですね、その部分を。そうしましたら、配管口のところのフランジという継ぎ手の、配管されているところの継ぎ手があるんですが、そのところに塊が見えたんですね。その塊は何かというふうにちょっと確認させていただいたら、塩化ビニールの塊だったと。それが溶けて、こんな変な形になって詰まっていたんですね。それは配管に塩化ビニールライニング鋼管という管を普通の鉄の管にコーティングしてあるんです、さびとかを防止するために。その塩化ビニールが高温によって溶けてしまったと。変形したものが詰まったと。そのために塞がれたために圧力がかかって膨らんだと。圧力によって変形してしまったというのが原因なのかなという判断をさせていただきました。

そこで塩化ビニール管、そのコーティングされた管なんですが、それは80度の温度に長い間さらされることによって、やっぱり溶けてしまったりするというようなことの材質のようです。本来であれば、温度を80度を超えないように管理しなければならない、管理していればそういった状態にはならなかったかなというふうに思っています。ただ、管理する側もお休みの前の日に温泉の温度を低くさせないために、帰り際にまきをくべていくんですね。温度は60度、70度ぐらいに上げないようにやるんですが、原子力発電と同じようで、何か想像できない温度に上がってしまったようなんですね。とても管理が難しく、それだったら何でさぎり荘にそういったボイラーを入れたんだと言われてしまうと、ちょっとなかなか始まることから議論をしなければならなくなるわけですが、とにかくガスファイアーを入れてしまったわけですから、そういった管理に適応する教育を職員も、ガスファイアー側のアーク社も勉強してもらって、セコムというところに設備管理をお願いしているんですが、その3者の協力によって今後の運営もうまくいくのかなというふうに考えています。何度も勉強会をしながら、そういったことのないように検討させていただいて、運営を図っていききたいなというふうに思っています。

ガスファイアーのほうにもきちんと文書でどういったことなのかということで上げていただいたんですが、なかなか我々はその構造のことも無知なので、設備屋さんに聞いてもなかなか難しいんですね。ちょっと予想不能な想定外の炉の中での温度上昇によるものなのかなというふうに思っております。初めてのことなので、アーク社ばかりではなくて、管理の

ほうにも問題が一部あったのかなという思いもありますので、今後このようなことのないように、安全弁という蒸気を、圧力を逃がすものを今後残りの3つにもつけようかなという検討はさせていただいていますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 私が言っていることに対して答弁していないんだよね。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） 保険については、そういったことで1年なんです、保証期間は。そういったところまでちょっとこの前の議会のお話いただいたのに、私のところでそういったことまで含めて契約はしなかったのは間違いありませんので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 検討ではだめなんだよね。もう間に合わないんだよ。ちゃんと保証協定か、契約をちゃんと結ばないと、そういうために新しいものに取りかえたんだから、また古いものを直してそのまま使用するというのなら全然話が違うんだけど、新しい機械を入れかえたんだから、その機械に対して保証、契約とか協定というのは結ぶべきなんだよね。そういうことで、買うということで、ちゃんと議員が承認して納得しているんだから、それをやらなかったでは済まないんだよね。その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の再質問であります、保険関係であります、まずこういった施設、この連休も控えておりました。急がせて、早くやってもらって幾らかでもお客さんに重油の熱源でなくて、まきボイラーでの熱源ですと湯の肌ざわりが全然違うそうです。そういったことで一日も早くということで、2月下旬からずっと会社とは交渉しておりました。何ぼ交渉しても、どちらの責任、要するに三者三様の言い分があるんですね。そういったことで、まず簡単に言えば、修繕して、新しくまきボイラーでのお湯を出すことが先決だということで指示を出しておりました。

こういったことでアーク会社、製造元を余りにも責めると、こういった協力体制がそがれるんじゃないか、そういう思いもありました。おかげさまで連休には間に合いました。これから先、こういった不都合のないように、あるいは保守関係もしっかりと打ち合わせをしながら三者三様に、上手にこれから先おつき合いできるような、そんな関係を構築していきたい

いと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（星 一彌君） ないようですので、質疑はこれで終わります。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第75号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第76号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第77号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第78号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 先ほどの答弁では、私は納得できませんので、これは私は承認しません。

○議長（星 一彌君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

それでは、起立を願います。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） これから日程第14、議案第79号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第79号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の26ページです。

平成27年度一般会計補正予算、事項別明細書の3ページをお開きください。

事項別明細書の3ページです。

事項別明細書で説明を申し上げます。

補正前の予算総額が32億8,325万1,000円に対しまして、今回83万3,000円を増額し、補正後の予算総額を32億8,408万4,000円とするものであります。

歳入です。

次のページ、4ページをごらんください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金13万4,000円の増額は、消費税率の引き上げによる影響を踏まえ、子育て世帯に対しまして臨時

特例的な給付措置として支給される子育て世帯臨時特例給付金を支給するための事務費であります。

同じく 5 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金69万9,000円の増額は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として支給される臨時福祉給付金を支給するための事務費であります。

歳出です。

5 ページをお開きください。5 ページです。

2 款総務費、1 項総務管理費、10 目臨時福祉給付金給付事業費の13節委託料54万円は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として支給される臨時福祉給付金を支給するためのシステム改修業務に要するものであります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、6 目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、13節委託料、10万8,000円は、子育て世帯に対して臨時特例的な措置として支給される子育て世帯臨時特例給付金を支給するためのシステムの改修業務であります。

以上で、議案第79号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） なしと認めます。

これから議案第79号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村会議規則第122条の規定に基づき、議員研修に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてお手元に配付したとおり派遣することと決定いたしました。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第3回鮫川村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

臨時議長 星 一 彌

臨時議長 前 田 武 久

議 長 星 一 彌

署名議員 京 條 英 征

署名議員 堀 川 照 夫